

事務連絡
令和3年6月30日

各区市町村介護保険主管課長 殿

東京都福祉保健局高齢社会対策部
介護保険課長 大竹 智洋

介護現場における利用者・ご家族等からのハラスメントに関する相談窓口の開設について
(通知)

平素より、介護保険事業の円滑な運営に御協力いただきありがとうございます。

東京都では、下記のとおり、介護現場における利用者・ご家族等からのハラスメントに関する2つの相談窓口を開設いたしました。つきましては、貴区市町村指定事業所や地域包括支援センターへの周知について、適宜お取り計らいくださいますよう、お願い申し上げます。

記

< 法律相談窓口 >

東京都内に所在する介護サービス事業所・介護保険施設の管理者等から、利用者やそのご家族等から職員に対するハラスメントに関する対応について、法的根拠に基づき、弁護士が相談に応じます。ご相談はメールでお受けいたします。

< 介護職員向け相談窓口 >

東京都内に所在する介護サービス事業所・介護保険施設で働く介護職員の皆様から、介護現場におけるハラスメントに関するお悩みについて、介護現場に詳しい相談員がお聞きいたします。

詳細については、以下の URL または QR コードよりご確認ください。

< 東京都社会福祉協議会 HP >

<https://www.tcsw.tvac.or.jp/activity/kaigo-harassment.html>



【担当】

東京都福祉保健局高齢社会対策部
介護保険課介護事業者担当 敷藤・若木・上野
電話：03-5320-4593 (直通)